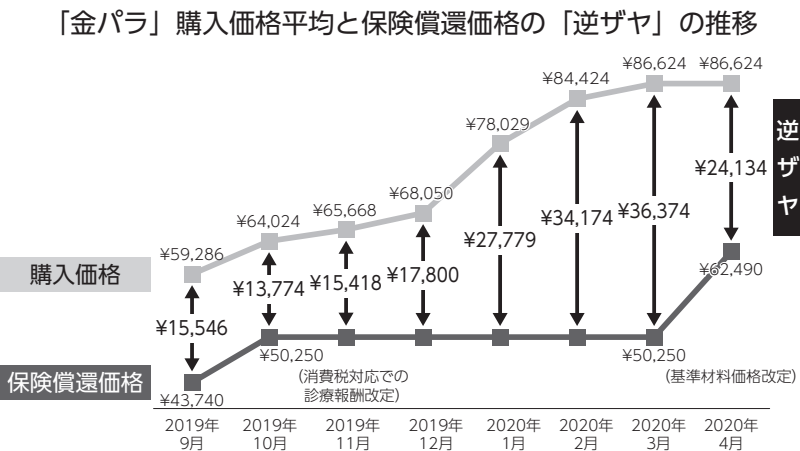




弁護士 西 晃



保団連「金パラ『逆ザヤ』シミュレータ」 2020年3月26日時点の数値から作成。購入価格平均は30グラム・税込みの価格。保険償還価格は1グラムの告示価格を30グラムあたりに換算した値。2020年4月の購入価格は、2020年3月の平均値を仮に表示

厚労省

金パラ7月随時改定へ

新制度で15%超の急騰に対応

金パラの「逆ザヤ」の即時解消を求める協会・保団連などの強い要請を受け、厚労省は歯科用金属材料の改定方法を見直すことを決めた。金パラ高騰への対応策として、素材価格の変動幅が保険償還価格の15%を超えた場合、新たに7月と1月に改定することを3月25日の中医協に提案した。

現行制度では2年に一度の診療報酬改定に加えて、素材価格の変動幅が保険償還価格の15%を超えた場合に10月と4月に随時改定を実施している。同省は「歯科用貴金属の価格の乱高下に速やかに対応できないとの指摘がある」とし、変動幅が15%を超えた場合に新たに7月と1月に随時改定を実施することを決めた。現行の随時改定を「随時改定I」とし、新たな制度を「随時改定II」として導入し、最大で年4回改定を実施する。

2020年7月の随時改定IIでは、1月～3月までの直近3カ月間の素材価格の平均値を算出する。保険償還価格と比べて15%超の乖離があれば改定が実施されることになる。保団連の「逆ザヤ」シミュレーターでは同期間の金パラ購入価格の平均値が保険償還価格を33%上回っている(3月26日時点)。

厚労省が新たに7月と1月に随時改定の実施を決めたことは、協会運動の一定の成果として受け止めた。業界内には緊急再改定

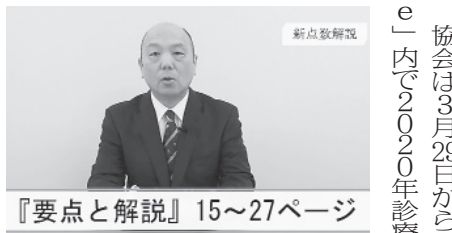


江原豊政策部長の話

12月の市場価格しか反映されず、前回改定時と比べて「逆ザヤ」が拡大するという深刻な状況に陥っている。協会・保団連は「逆ザヤ」の即時解消を求めて緊急署名を実施し、国會議員や厚労省に要請を重ねてきた。要請を受けて厚労委員会で国會議員が金パラ問題について追及するなど国政を動かしてきたことが一定の成果に結びついた。

「逆ザヤ」が放置されることに加え、変動幅が15%超に設定されたことに憤りを覚える。同省は5年に1回程度の急騰、急落に対応できるとしているが、裏を返せば「15%以内の『逆ザヤ』は歯科医師が負担せよ」ということに他ならない。

協会は従来の随時改定の「5%ルール」を問題視し、市場価格に応じた改定を求めてきたが、新制度の「15%ルール」は現行制度の矛盾を拡大することになる。保険で治療すればするほど赤字が生じる異常な状況を同省は容認するのか。協会は随時改定の新設を足掛かりに金パラ「逆ザヤ」問題を解消するための、引き続き改定ルール抜本的改善を訴えて運動していく。



協会は3月29日から動画サイト「YouTube」内で2020年診療報酬改定に関する解説動画を配信している。また動画を収載したDVDを希望する会員に対し、4月中旬を目処に配布する。申込は協会事務局まで。【動画視聴方法】「YouTube」で「大阪府歯科保険医協会」を検索し、協会公式チャンネル内の動画を選択する。

診療報酬改定情報

日本歯科医学会

ガイドラインを公開

2020年診療報酬改定に関連し、日本歯科医学会がガイドラインを公開した。「歯周病の治療」、「口腔機能発達不全症」、「口腔機能低下症」に関して治療指針を示している。ガイドラインは日本歯科医学会のホームページから閲覧できる。

新点数解説動画

「YouTube」で配信中

希望者にDVDで配布

患者を診察しないことが正当化される事例などを整理した。応召義務はどう変わったのか。協会の顧問弁護士・西晃氏について通知を發出し、

社会情勢の変化に対応

「応召義務」はどう変わったか ① 西晃協会顧問弁護士に聞く

厚労省は昨年12月、歯科医師法の第19条第1項に規定する「応召義務」について通知を發出し、

※

応召義務は、簡単には正当化されない厳しい規則として医療関係者に受け取られてきました。通知の背景には、医療機関を取りまく状況や患者の意識が変化するなか、応召義務を順守するあまり疲弊する医療現場の実態があります。

新自由主義のもと消費者意識が肥大化し、医療を「商取引」ととらえる患者意識が台頭してきました。「お医者様」と尊

敬を込めて呼んだ時代も今は昔、医師も患者獲得の努力を強いられる時代です。「患者様」と接遇に力を入れることで、患者との関係を作ろうと努力する医療機関も増えて

通知によって、応召義務の法的な構造自体に変わりはありません。しかし、現実には即した対応ができるよう考え方が整理されたかと思えます。診療回されるケースも少なくありません。患者の権利を尊重する意味で対等平等な関係は良いのですが、過度に医療をサービスと捉えることで医療者と患者の信頼関係がゆらぎ、治療の妨げになることもあります。

皆保険制度構築に役割

「診療に従事する歯科医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない(歯科医師法19条1項)。これがいわゆる「応召義務」と呼ばれるものです。医師・歯科医師には医療の独占が認められる一方、公衆衛生の向上・増進に寄与し、国民の健康の確保に努める責務が期待されます。

応召義務の歴史は古く、明治期の医制や旧刑法、戦時下の国民医療法などにも規定され、当時は違反した医師への刑罰規定もありました。戦後、日本国憲法の13条(幸福追求権)、25条(生存権)の具現化を図るための公的責務と位置付けられました。受診を希望する患者を分け隔てなく治療することを医師に課した応召義務は、誰もが等しく医療にかかれる皆保険制度を構築していく上で大きな役割を果たしてきたと言えます。

協会直通番号のご案内

保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。
社保研究部 06-6568-7467
共済部 06-6568-7438

歯界

沖縄には「清明祭(シミミ)」という伝統行事がある。

親族が集まりお墓参りをするという行事だが、重箱に詰めたる馳走を持ち寄り、墓前で宴会をするというなんとも沖縄らしい風習がある。シミミは二十四節季の「清明」の時期(今年は4月4日から)に沖縄全土で行われる。

米軍基地問題がこの伝統行事にも影を落としている。基地内に先祖の墓がある住民は、シミミを行うにも米軍の許可が求められるのだ。宜野湾市の普天間飛行場内に墓がある400人以上の市民。彼らは「自分が亡くなったときに年に1回しか来れないお墓に入りたくない」と訴えている。基地返還は県民の願いである。

米軍基地の7割は沖縄県にある。この米軍基地問題は、民主主義、憲法、人権、住民自治など日本のあらゆる問題を孕んでいる。すべての国民が自らの問題として捉え、向き合うべきではないだろうか。